民主的で透明な 公務員制度改革を求める 3 野党決起集会

民主・自由・社民・連合 ILO調査団報告会

2003年2月25日(火)午後6時~7時星陵会館2階ホール

主催 民主党 自由党 社会民主党

次 第

●司会 川端達夫 民主党 公務員制度問題対策本部長

- 1 開会の挨拶 川端達夫 民主党・公務員制度問題対策本部長
- 2 経過報告 山岡賢次 自由党・政治行政改革推進本部長
- 3 各党代表あいさつ

民主党:菅 直人代表

自由党:藤井 裕久 幹事長

社民党: 土井たか子 党首

4 連合から激励・連帯のあいさつ

連合:笹森 清会長

5 調查団報告

山元 勉団長 他各党1名から

- 6 3党の今後の取り組みについて・集会アピール提案 中西績介 社会民主党・公務員問題対策特別委員長
- 7 集会アピール採択・閉会の挨拶

■民主・自由・社民・連合 ILO調査団■

民主党:山元 勉 衆議院議員(団長)、島 聡 衆議院議員、池口修次 参議院議員

自由党:中塚一宏 衆議院議員、大江康弘 参議院議員

社民党:日森文尋 衆議院議員、又市征治 参議院議員

連 合:岩岬 修(調査団事務局長/連合官公部門公務員制度改革対策本部事務局次長) 大久保暁子(連合国際政策局部長)

民主党・自由党・社会民主党提出 天下り禁止関連4法案の概要

民主党・自由党・社会民主党は、営利企業だけでなく特殊法人などへの国家公務員の天下りを5年間禁止することなど盛り込んだ「天下り禁止関連4法案」を2001年6月に国会に提出しました。しかし、与党側の反対で、審議はまだ行われていません。

項目	現 行	改正案
天下り制限期間の強化	離職後2年	離職後5年
天下り規制の対象拡大	営利企業のみ	特殊法人・認可法人・公益法人
役員報酬への規制	各特殊法人が自ら定め 所管大臣の承認で決定	一般職国家公務員の給与および 退職手当に準じて決定
再就職先リストの公表	閣議決定に基づく 自主的な公表	再就職先リストの国会への 報告義務付け
退職勧奨の制限	50歳代前半で退職勧奨	退職日前の退職勧奨を制限

ILO 勧告と政府の対応の問題点

2002年11月21日、ILO(国際労働機関)理事会は、結社の自由委員会第329次報告を採択し、日本の公務員制度は、ILO条約に違反しているので、公務員制度改革において、条約に適合するよう法制度を改革することを日本政府に勧告しました。しかし、わが国政府は、「わが国の実情を十分理解した判断とは言えない」「国内問題である」などとの総務省見解を公表し、勧告を無視しようとしています。このことは、新聞各紙も社説等で大きく取り上げて、政府の対応を批判しています。

毎日新聞・2002年11月26日付社説から抜粋

……「勧告」は、昨年(2001 年)末に政府が閣議決定した「公務員制度改革大綱」の経過、内容を詳しく検討しており、説得力に富む。

まず手続き上の問題として、中央官庁で働く人々を代表する労働組合との話し合いが十分でない、とした。確かに、労組とのヒアリングを何度も開いたが、合意作りの努力をした形跡はない。労働基本権をこれまで通り制限するとした政府方針について、「勧告」は再検討するよう求めた。当然であろう。

憲法は働く人々に労働基本権を認めた。公務員だけには労働基本権のうち、労働条件を労使交渉で決める団体交渉権を制限し、スト権を禁止し、その代わりに、賃金や給与のランク付けなどを決める人事院制度が設けられた。

ところが、今回の「改革」は「能力主義」という名の下に、人事院の権限をできるだけ縮小し、各省庁や大臣の裁量、権限を大幅に認める。労働基本権を制約する代償的措置である人事院制度を骨抜きにしようというのは、労働基本権を保証した憲法やILO条約に違反する疑いが強い。「勧告」が指摘するように、人事院制度を大幅に縮小するというなら、公務員にも労働基本権を与えるべきなのだ。

「勧告」に対し、政府は「わが国の実情を十分に理解した判断とは言えない。内容を決めるのは国内問題だ」との見解を出した。もっともな反論のようだが、ILO 勧告は、日本の実情への理解は深い。しかも、日本は常任理事国であり、46 の ILO 条約を批准、中心的な役割を果たしてきた。ILO の基本的原則を受け容れたからこそ加盟したはずだ。ILO の主張に根拠があれば、相応に尊重する義務を負う。聞く耳持たない、かのような姿勢はいかがなものか。国際労働基準よりも日本の特殊事情を優先させなければならない理由はどこにあるのか。

国際労働基準を守るのは、働く人々の権利を保障するというだけではない。働く人々の条件を守り、ある程度そろえることで、国際市場での行き過ぎた競争に歯止めをかける役割を担う。グローバル化で、その重要性は増している。政府の姿勢はそうした流れに逆行することになりかねない。

「国のかたち」を決める公務員改革が一部の官僚や政治家により進められ、独善的な案がまかり通る危険をこれまでもたびたび指摘してきた。今回の ILO 勧告を貴重な提言と受け止め、国会で仕切直しの論議を始めることを求めたい。

公務員制度改革·ILO 勧告をめぐる国会質疑要約

民主党

< 0 3 . 2 . 3 伊藤英成・衆議院本会議>

【質問】

政府が進める制度改革に対し、昨年 11 月にILOが勧告を出している。労働基本権が制約されている今の日本の公務員制度は国際労働基準に違反しているということ、改革案作成に当たり職員団体など関係者との意見交換が不十分であることがポイントだが、ILO勧告を受けて政府はどのような対応をなされるか。また、今国会に関連法案の提出を検討と聞くが、その内容は勧告の趣旨を踏まえたものとなるのか。総理の答弁を求める。

【答弁・小泉首相】

今回のILOの勧告は、人事院勧告制度等の我が国の法制度についての理解が十分でなく、また、ILOの過去の見解と整合しないと認められる部分もあると認識しているため、政府としては、我が方の見解について十分な理解が得られるよう、ILOに対し必要な情報提供等を行うこととしている。公務員制度改革については、今後とも、職員団体と誠実に交渉、協議を行いつつ、国家公務員法の改正等の検討を進めていきたい。

< 0 3 . 2 . 4 角田義一・参議院本会議>

【質問】

昨年11月、政府が進める公務員制度改革に対し、ILO・国際労働機関が勧告を出した。公務員の 労働基本権制約は国際労働基準に違反する疑いが強いこと、職員団体を含む関係者との意見交換が不十 分であることが特徴だが、極めて重い勧告だ。ILO勧告を受けての政府の対応について総理の答弁を 求める。仮に勧告を無視して原案どおりに法案作成を進めるのであれば、大変な問題になる。公務員制 度改革は、職員団体など関係者の合意はもとより、広く国民的合意に基づいて進めていくべきものでは ないか。今後の政府案作成について総理の方針を伺う。

【答弁・小泉首相】

今回のILOの勧告は、人事院勧告制度等の我が国の法制度についての理解が十分でなく、またILOの過去の見解と整合しないと認められる部分もあると認識しているため、政府としては、我が方の見解について十分な理解が得られるよう、ILOに対し必要な情報提供を行うこととしている。公務員制度改革については、今後とも、職員団体と誠実に交渉、協議を行うとともに、国民から信頼される公務員制度の実現を目指して法改正等の検討を進める。

< 0 3 . 2 . 7 枝野幸男・衆議院予算委員会>

【質問】

日本が常任理事国を務めるILOから、日本の公務員制度、今回の大綱はよくないとの勧告が出ている。国際協調といい自ら常任理事国であるILOでそういう勧告を受けているのであるから、当然従うべきと思うがどうか。

【答弁・小泉首相】

公務員の労働基本権の問題、日本の人事院制度の問題などILOの認識と日本の公務員制度に対する認識で若干違っている部分がある。そういう点について誤解のないよう説明することも必要。公務員制度の改革についても、国民の意見を聞きながら改正すべき点もたくさんある。同時に、公務員として民間人と違う役割もある。ILO勧告の背景にある実情について、日本の立場、日本の状況を説明しなければならない。理解を求める努力も必要だと思う。

< 0 3 . 2 . 1 3 島聡・衆議院予算委員会 >

【質問】

国際機関ILOの勧告について

【答弁・片山総務大臣】

国際機関の指摘はもちろん尊重すべきだが、言われたこと全部そのとおりだという必要はない。 当方の立場や今までの経緯について理解を求めることが必要。言うべきことを言って適正な結論 に持っていくのが正しい。

【質問】

ILO勧告に対する「総務省の見解」に、勧告は不適切とあるがその理由は。

【答弁・片山大臣】

ILO中間報告は、今の人事院制度について、労働基本権制約の代償措置として理解できると、また消防職員や監獄職員の団結権を認めていないが、それは今の条約上許容できると長い経緯の中でILOは認めていた。ところが、それをILO87号条約違反の疑いがあるということを言われた。今までの解釈、運用、理解と違っている。

公務員制度改革大綱では、その方向は出しているが中身はまだ決まっていない。これに対しI LOが87号条約違反というのは行き過ぎではないか。中身が決まった上で、87号条約との関係で議論していただくのはいいが、まだ大綱の段階だ。時期尚早。

【質問】

今後87号条約に沿って、法案策定を進めていくと解釈していいか。

【答弁・片山大臣】

87号条約を尊重しなければならないと思っている。

【質問】

憲法98条2項に条約遵守義務規定があり、ILO87号及び98号条約は、憲法にいう条約に該当すると思うがどうか。

【答弁・川口外務大臣】該当する。

【答弁を受けての島議員意見】

したがって片山大臣が87号条約を遵守すると言われたのは非常に重要な点。ILOが勧告し、 それを遵守して今後制度改革を進めていくのは極めて大事なことである。

【質問】

ILO結社の自由委員会中間報告に対する日本政府の見解について、進捗状況はどうか。

【答弁・片山大臣】

厚生労働省を中心に総務省も入り、中間報告に対する政府の統一見解をまとめ、ILOに提出 する予定だ。現在協議中。

【答弁・坂口厚生労働大臣】

ILO98号条約の第4条(団体交渉権)をどう解釈するかが課題。今までILOでは、一般職の国家公務員及び地方公務員の団体交渉権は98号条約に適合した方法で行われていると考えられていた。しかし最近、国の行政に直接従事しない公務員に結社の自由の原則に沿った団体交渉権及びストライキ権を付与すべきではないかとの意見になってきており、違いが出てきた。ILOの考え方がなぜ変わったのか、日本政府として問い質さなければならないし、そこをどうするかが今後の課題。

ILO98号条約第4条

「労働協約により雇用条件を規制する目的をもって行う使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自 主的交渉のための手続の充分な発達及び利用を奨励し、且つ、促進するため、必要がある場合には、国内 事情に適する措置をとらなければならない」

【質問】

日本政府として国際労働基準を受け入れるのかどうか、ILO条約をどう解釈し、どのような対応をとるのかについて、次回ILO結社の自由委員会の予定される3月6、7日までに示すべきではないか。

【答弁・片山大臣】

国際労働基準を守る立場について日本政府は不変。いいタイミングで効果がある政府の見解を 出させていくよう検討する。

【答弁・坂口大臣】

3月上旬が一つのタイミングなら、それに間に合うよう精力的にやらなければならない。

【質問】

採用試験の見直しについて、大綱は平成15年度から合格者数を採用予定数の概ね4倍をめどに増加させるとあるが、人事院は2.5倍にするという。閣議決定と人事院の関係、なぜこうなるか。また人事院が2.5倍の結論を出した理由は。石原大臣の意見は。

【答弁・中島人事院総裁】

人事院は閣議決定を尊重して仕事をすべきだと認識している。ただ今回は4倍と閣議決定されたことで初めて関係者・国民の知るところとなり、広く国民の意見を尊重しながら、施策を決定すべきと判断する。採用側として多くの方から選択できるため4倍がいいのはわかるし、否定しない。しかし、合格したが採用されない就職浪人が増えることや、2.5倍に増やしても必ずしも多様な人材確保につながっていないとの判断もある。

【答弁・石原行革担当大臣】

やはり4倍にすべきであり、人事院には閣議決定の重みを十分配慮していただきたかった。

【質問】能力等級制度について

【答弁・片山大臣】

能力の評定がきっちりできるかどうか課題だが、職務給も加味した能力給がいいのかなと個人的には思う。

【答弁・石原大臣】

能力基準が完璧にできればいいが、試行を通じて能力給をめざすのが今回改革のポイント。

【答弁・中島人事院総裁】

能力を誰が評価するか、能力とは一体何で何を評価するか、能力評価基準とはどういうものかなど難しい問題がある。能力給採用の民間企業には、仕事給、職責給に移行している企業もある。職務給か能力給かは現在移行期だ。仮に能力等級制度の給与への導入に踏み切るのであれば、既存の給与制度への影響や、労働団体の意見も踏まえて議論すべき。最低限、能力等級制度をしっかり示すと同時に、関係制度にどんな影響が出るのかという全体像も示す必要がある。

< 0 3 . 2 . 1 9 平岡秀夫・衆議院予算委員会>

【質問】

制度改革について、いろいろな関係者の間で十分に協議できるよう、政府はきちんとした場を設けてほしい。ILO勧告を受けた日本政府の今後の対応(ILOへの情報提供、労働組合との十分な協議、勧告に対する統一見解作成)について、時系列的に示す資料を出してほしい。この点、予算委員長に依頼する。

【萩山予算委員長代理】

わかった。

自由党

< 0 3 . 1 . 2 7 中塚一宏・衆議院予算委員会 >

【質問】

公務員制度改革の趣旨は官僚主導をやめようということである。行政改革の趣旨も官僚主導をやめようということだと思う。坂口大臣は自分の役所からどのように話を聞いているのかわからないが、最終報告が出たとしても結論の部分は変わらないわけである。よって我が国はILOの勧告に従って公務員制度を仕組んでいくよりないと考えるが大臣の見解は。

【答弁・坂口厚生労働大臣】

それを見て検討するということを言っているわけであり、我々は最終報告を見て検討したいと 思う。

【質問】

その検討のあり方だが、ILOでは三月に理事会、六月に総会というものが開かれる。ILOは、その理事会、総会までに、日本政府から、法案ができたら法案を報告してもらえるものだと思っているが、この点についてILOと協議をするということは約束してもらえるのか。

【答弁・石原行革大臣】

ILOの方に法案が詰まってきた段階で十分に情報提供を行わせていただきたいと考えている。

【質問】

もう結論というのはほとんど見えていると思われるが、今般、ILOから出された勧告の方向に沿って公務員制度改革をされるということで間違いないのか。

【答弁・石原大臣】

この点については、ILOの側にも私は誤解があると考えている。

これまで I L O の側が、先ほど指摘があった労働基本権の問題について、日本が人事院という 第三者機関を置いて行っているということに対して、条約違反であるというような御提言を受け たことがない。我々としては、昨年取りまとめた公務員制度改革大綱に沿って案を今検討している最中であり、骨子がまとまり次第十分な情報提供というものを I L O の側に図っていきたい。

【質問】

ILOは、今般の公務員制度改革が行われるということをきっかけに今度の勧告というものを提出している。要は、今般の公務員制度改革も国際労働基準に合っていなければ、今までの日本の公務員制度だって労働基準に合っているとは言えないということを言っている。今回変えるのなら、何でILOが言うとおりに変えられないのかということを言っているわけである。しかし、今、石原大臣は改革大綱の方向に沿ってと表明したが、勧告はもう関係ないということでいいのか。

【答弁・片山総務大臣】

今回のILOの中間報告は、それはそれで私は重いものだと思っている。中間報告だから軽いものだなんて考えていない。しかし、今までのILOの見解と相当変わっているところ、あるいは認識が大分何か低くなっている。そういう意味で、我々はそういうことをはっきりILOに言う必要がある。

だから、そのためにはコミュニケーションを十分して、向こうが誤解があるところや認識が変わったところはちゃんとこちらの立場を説明した上で私は合意を得るべきだ、こういうことを言っているので、中間報告が一つも変わらないから何にもやらないでいい、そんなことは思っていない。これから大いにコミュニケーションをやっていきたいと思っている。

【質問】

ちゃんと説明に来ているとはILOの方から聞いていないし、ILOも三月が理事会であり日本の公 務員制度の現状等について議論する時間はなくなってきている。

【答弁・片山総務大臣】

ジュネーブの代表部には厚生労働省からアタッシェもいるし、私どもの方もいる。彼らを通じての接触は常時やっているし、文書その他の様々な意見交換もやっているため、代表団を直ちに派遣するとは言えないが、その辺をよく考えたいと思う。

また、職員団体の方も大変な関心があり、組合等とも十分相談いたしたいと思っている。

【質問】

組合とも十分相談をするという話があったが、ILOの勧告の中では、リッスンド、ノット・ハード (聞きおかれたけれども聞き入れてはもらえなかった)と言うことを、勧告の方でも言われている。

皆さんが組合ともちゃんと話し合っていくということなら、そういう場というものをきちんと設定するべきではないか。

【答弁・片山総務大臣】

その点は、関係各省庁集まって、十分相談をして対応いたしたいと思う。

【質問】

公務員制度といえば我が国の根幹にかかわることである。

やはり能力別の給与体系なんかを導入するならば、公務員にも労働基本権をちゃんと付与して、そして社会的対話というものをしていくべきだと思う。だから、今のこの制度を設計していくという中で社会的対話というのは始まるわけである。

国民の政府なのだから、公務員制度はちゃんとオープンに議論をしていただきたい。

なお、最後に総理に伺うが、この条約違反だというふうに指摘をされたこととの関連だが、我が国憲法は、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを遵守することを必要とすると書いているが、いかがか。

【答弁・小泉首相】

遵守します。そして、いろいろ誤解を解くための努力もし、今後、ILOに関しましても、よく意見を踏まえて、公務員制度改革にも生かしていかなければならないと思っている。

【まとめ】

気に入らないから脱退するなどというと北朝鮮と同じである、よろしくお願いします。

< 0 3 . 2 . 7 山岡賢次・衆議院予算委員会>

【質問】

政府は引き続き情報提供して理解を得ると言っているが、最終的に出された勧告に対して、政府は国際基準としてこれを受け入れるのか、また、必要な制度改正を行う方針であると理解してよいのか。

【答弁・片山総務大臣】

今出ているのはILOの中間報告であり、最終報告ではない。

この点については、今まで数多くの議論があったが、今までのILOの考えの変わったところ、それから特に公務員制度改革大綱についてはもう一つ理解が足りないところがあると我々は考えているので、三月ごろに政府の見解をまとめて、ILOの理事会で説明をさせてもらおうと思っている。

また、その他ジュネーブにも代表部があるので、いろいろな形での情報提供で誤解を解いていきたい。最終の勧告になるのか意見になるのかわからないが、それについては我々とすり合わせたものにしたい。国内では関係の職員団体とも十分話し合いたいと思っている。

【質問】

何度も問題になっているが、中間報告ですがというのは、日本の訳である。ILOからすれば最終報告で、ただこちらが結論が出ていないものに対して、それが悪いとかいいとか断定できないから中間と言っているのである。「中間ですから、中間ですから」と言ったとしても、これは訳の間違いであり、実際は最終報告であることを、大臣等は認識するべきである。

調査をしたり報告をすることはいいが、ILOから担当者等を呼んで、状況を聞いたり説明を受けるべきではないか。

【答弁・片山総務大臣】

ILOからミッションを呼んでという意見があるが、私どもはまだその段階ではないと考えている。

【質問】

いずれその段階になると解釈をしておく。ILOは要するに、制度改正を再検討しろと言っているのだから、結局は労働基本権の制約の転換を求めているのである。よって、この法案を提出するに当たっては、ILOとの合意ができるまでこれを提出しないべきである。関係者の皆さんとよく相談して折り

合いをつけてから提出するのか、あるいは見切り発車をする、いずれなのか見解を伺いたい。

【答弁・石原大臣】

さきほど、片山大臣が答弁したように、これまでの見解と今、百八十度とは言わないが、かなりかけ離れているという認識を政府としてはもっている。誤解があるなら誤解を解いて、大きなあれつきを持って制度改革が行われないように十分注意を払っていきたいと考える。

社会民主党

< 0 2 . 1 2 . 2 横光克彦・衆議院予算委員会 >

【質問】画期的な判断をしたILO勧告について、総理の受けとめは。

【答弁・小泉首相】今回のILOの勧告は中間的なものであると伺っているが、今までと違って、我が国の公務員の労働基本権の制約について言及しているというのは初めてだ。日本の事情というものもILOに対してよく情報提供をしないといけない。必要な日本の状況というものを説明しないといけない。確かにスト権は公務員に与えられていないが、人事院勧告制度というのがあり、身分も保障されている。給与等も民間に準拠してなされるようにされており、職員団体とも誠実に交渉、協議を今までも行ってきた。政府としては、よくこの勧告の内容を調査して、我が方の見解についても十分な理解が得られるようにさらに働きかけていきたい。公務員制度改革については、今後とも、関係者、職員団体等、いろいろ協議を進めていって、誤解があった場合は誤解を解く、そして日本の慣行が適切でないという点については是正をしていく必要がある。よく勧告を見て、世界の情勢と日本の国情をあわせ照らして、適切な関係を維持できるような体制に持っていきたい。

【質問】今回のILOの勧告は、従来と問題の質が違う。現行の法制自体もう既にILOの条約に反していると勧告している。しかも、法律改正のための技術的支援を求めることができるという途上国並みの扱いだ。今回の勧告は、この勧告を受け入れて制度改革を根本からやり直すのか、それとも日本が常任理事国を務めているILO条約から離脱をするのか、の二つに一つを迫るくらいの重大な勧告であり、非常に重要な論戦課題だ。

< 2 0 0 3 . 1 . 2 3 横光克彦・衆議院予算委員会>

【質問】ILOが最終報告をした場合はそれに従うことでよろしいか。 ILOに代表される国際的な常識や、天下りの禁止を求める国民世論に背く政府の姿勢が見られるわけであり、これからやはり徹底的に論議していかなければならないと思う。

【答弁・石原行革大臣】公務員制度改革大綱にのっとった骨子等々でき上がる段階で十分に説明を して、御理解を得ていくというのが現在の政府の立場だ。

< 2003.1.30 又市征治・参議院総務委員会>

【質問】1 1月26日の官房長官に対する三野党幹事長と連合会長の申し入れに回答していないのはなぜか。関係者との全面的で率直かつ有意義な協議は、いつから開始するのか。

【答弁・政府参考人堀江正弘君】官房長官の方から、職員団体とはよく話し合うことが重要である という具合な発言があったと承知しており、職員団体と誠実に交渉、協議を行っていきたい。知恵 を出して意思疎通を図り、十分意義のある意見交換を進めていきたい。

【質問】なぜ二か月以上もほってあるのか。不誠意であり、話にならない。私は野党三党の共同調査団の 一員として12月にILOへ行ってきたが、政府の見解・考え方は今度の勧告を曲解しかなり食い違う。 ILOのミッションを招いて真意を聞くべきではないか。

【答弁・片山大臣】ILOも仮に理解の浅いところや誤解があるなら是非解かなければいかない。

今、ILOからミッションをお招きするような段階ではない。言い分は当方にもあり、組合の代表と話し合ってくれるように石原大臣にもよく言っている。

< 2 0 0 3 . 2 . 7 重野安正・衆議院予算委員会>

【質問】総務省は、理念及び内容について全ての関係者と十分率直かつ有意義な協議が速やかに行われるよう要請したものと理解しているという見解を出しているが、実態として見えない。関係諸団体等々と、 積極的に話し合い、協議がなされてしかるべきだ。

【答弁・小泉首相】政府としては、今までもILOの勧告を尊重してきたところであり、これからも尊重していきたい。ただ、日本の国情というもの、あるいはILOの勧告と日本の実情にそぐわない点についてはよく理解を得るよう努力をしなければいけない。誤解を解く努力、勧告を尊重していく立場も理解してもらうような働きかけは当然必要だ。

【質問】日本政府が要望すれば技術的支援を行う用意があるという一文が勧告の中に盛られているが、我が国はILOの常任理事国という主要な立場に立っており、問題ありだ。

【答弁・坂口厚生労働大臣】I L O が今まで言ってきたことと、今般言われることとの違いがあり、 なぜ変わったのかということを明確に問いたださなければいけないと思って、ご質問も申し上げて いる。人が変われば意見が変わるのか、困惑をしている。

【質問】ILOに話に上ったのは1957年であり、公務員の労働基本権を巡る論議は、本当に長い長い時間がかかっている。国連経済社会理事会からも争議権の一括全面禁止は問題であり、不可欠業務以外の公務員労働者の争議権を認めよという報告が出されている。

【答弁・片山総務大臣】長い歴史と経緯がある。労働基本権制約の代償機能として人事院の存在なり、 り勧告制度は機能している。今回は、中間報告であり、ILOと日本政府との対話のプロセスであり、 最終報告はまた後だ。大綱もレジュメかなんか決まったくらいだ。

【質問】今回の勧告を「中間報告」と政府が受け取るのは問題がある。 I L Oに来てもらって、実情をやっぱりしっかり見てもらって、各般の意見を聞いてもらうべきだ。

【答弁・片山大臣】そういう段階でもないし、必要も今のところない。できるだけの情報提供や協議をして、誤解を解き、理解を深めていく努力をしたい。

【質問】新しい公務員制度を作る点からは、国際的な意見も受け止めながら作っていくことが大事だ。またこの制度を適用されて働く320万の側の思いも積極果敢に聞くべきだ。

【答弁・片山大臣】関係団体とはさらにコミュニケーションを深めてまいりたい。

【質問】 ニュージーランドも10年間の対話の中で労働基本権の決着をみたという歴史があり、労働基本権は世界基準からみれば当然だ。結論は、国際機関も注目するだろう。

【答弁・小泉首相】公務員が志を持って、意欲を持って働いてくれるためにはどういう改革が必要か、なおかつ国民一般の労働条件を勘案しながら、今よりも進んだ改善というものはどういう点が望ましいかというものを協議をしている。各方面の意見を聞きながら良い案を出していきたい。

< 2 0 0 3 . 2 . 1 9 日森文尋・衆議院予算委員会>

【質問】私も昨年の暮れにジュネーブのILOに行ってきた。11月21日のILOの画期的な、政府からみると驚愕をするような勧告をしたが、感想をお聞かせいただきたい。

【答弁・片山総務大臣】ILOに理解していただいたと思っていたことを覆すところがあり、やや 理解が浅い。事情・経緯をお話し、情報も提供し理解を深める努力をしたい。

【答弁・石原行革大臣】これまでの労働基本権の制約について、ILOの側は我が国の制度という ものに対して疑義を持ってなかったのではないか。

【質問】ジュネーブに行って確認すると、誤解は日本の方。ILOは日本の公務員制度が国際水準に達していないから、グローバルレイバースタンダードということで当たり前の勧告をした。国内事情についても、結社の自由原則は、国際的普遍的な原則であって、各国の事情に左右されないとILOは一蹴した。中間報告も公務員制度改革がまだINGの段階にあり、例えば関係者と十分な協議をしてまとまったらそれをいただきたいという意味だ。ドライヤー勧告以来再三再四言ってきたが、もう堪忍袋の緒が切れたという勧告だ。

【答弁・片山大臣】もう少し理解できないところがあり、もう少し濃密なコミニュケーションをする必要がある。 I L O と日本政府との対話のプロセスで、中間報告にされた。

【質問】改革するにはしっかり社会的な対話をやりなさいということだ。まだ違反行為を続けようとしているので、関係者と十分協議をして改革せよというのが I L O の中身だ。

【答弁・片山大臣】ILOと日本政府との対話のプロセスだ。職員団体との意見を聞くとか、対話をするとかも必要なことであり、十分配慮をしてまいりたい。

【質問】3月初旬の理事会への意見の内容は。どういう機関でどこまで準備しているのか。

【答弁・片山大臣】向こうの方と調整しながら適切な時期に出したい。

【答弁・石原大臣】昭和23年以来悠悠と続いてきたものを、ここ1か月2か月の間で解決できる問題ではないが、重要な問題なので議論の対象にはしなければならない。公務員制度の情報もILO窓口の厚生労働省から逐次要旨がまとまったら出していきたい。

【質問】国際的に恥をかかないように。今回の勧告の中心は社会的対話であるが、総務省のいう「十分、 率直かつ有意義な協議」とは何か。聞き置くだけで、実行が伴っていない。

【答弁・片山大臣】改革の中味もまだ決まっていない。もう少しわかってほしく十分ILO当局に お話させていただきたい。全面的で率直かつ有意義な話し合いを持ちたい。

【質問】ILOは人事院についても全面的に納得しておらず、権限を切り下げるのはとんでもないという。 勧告は、関係組合と全面的で率直かつ有意義な協議がなかった証左だ。

【答弁・石原大臣】職員団体との間が本当にうまく意思疎通をしているのか、再三再四注意してきた。この労働基本権の問題は、50年経ったから、もう一度ゼロから専門的に、もちろんすぐには結論の出る問題ではないけれども、議論の対象として十分に値する。ジュネーブで恥をかかれたとの思いも分からんではないわけではない。恥ずかしながら私もこの職につかせていただくまでは、

スト権がないのは当たり前だと思っていた。時間をかけて、新たな時代にあった新たな制度を作る ことを私は否定しているつもりは全くない。

【質問】労働基本権の問題についてはゼロからきちんと検討してもいいのではないか、というつもりがあるというお答えは積極的に評価したい。ILOに追加情報を出すまでの間に、さらに協議を続けお互い合意ができるような中身で法整備をしていく考えがあるのか。

【答弁・石原大臣】働いてくださっているのは公務員の皆さん方だ。その公務員の皆さん方の働く 環境をより良いものにしていこうというのが、改革の意趣だ。働いている方々がそんな改革はだめ なんだと言った段階でその改革は失敗になるのではないか。意見の相違はあると思うが、誠意をも って対応をさせていただきたいと考えている。

【 質問】能力給そのものが公務職場に馴染まない。これが給与の仕組みであるなら、勤務条件そのものであり、当然、職員団体と十分に協議し合意ができるようにするべきだ。

【答弁・石原大臣】能力等級を導入しない、見送るという事実は確認していない。人が人を評価するのは、現場の方々と話をしなければ、何が良いのかということはなかなか作り出していけない。かなり精緻な議論をしていかなければならない分野でもあり、相互に意見の開陳し合うをする場を是非とも持たせていただきたい。

【答弁・片山大臣】能力等級制度は意味があると思うが、基準を作るのがなかなか難しい。人間の 能力をどう見るのかが大変難しい。

【質問】能力等級制度が、勤務条件により近いならきちんと協議しなければならない。

【答弁・中島人事院総裁】能力基準に基づいて能力を評価する、そのことによって能力等級が決まる、それが給与と直結しているということになれば、能力基準とか、能力基準を実施する指針とか、 そういうものは勤務条件だというふうに考えざるを得ない。

【答弁・片山大臣】能力等級、能力基準そのものは、勤務条件ではないが、それに基づいて給与を 決めていくと、勤務条件性が加わる。

【質問】徹底して関係団体と協議をして、合意をしてもらいたい。いつどのような交渉をもっていくのか。 協議が整わなかった場合、一方的に法案を国会に提出をしていくのか。

【答弁・石原大臣】能力等級制度については、重要な問題であり、ぜひ率直な意見を聞かせていただきたい。労働基本権問題は、近づくようで遠ざかり遠ざかるようで近づくという問題であり、簡単に結論の出る問題ではない。能力等級等々については、議論をして議員が懸念されるような状態にならないように努めるのが、私の仕事である。

【質問】能力給、採用試験の人数の問題、天下りの規制の問題など、閣議決定した大綱と違う話が出てきている。大綱そのものが、生煮えで十分もまれていないからだ。根本的な見直しも含めて、関係団体との協議も含めた社会的な対話をしっかりやってもらいたい。

民主的で透明な公務員制度改革を求める3党アピール(案)

政府は、2001年12月に閣議決定を行った「公務員制度改革大綱」に基づく国 家公務員制度改革関連法案を、今通常国会に提出する構えを示している。

「大綱」は、関係団体等との十分な交渉・協議も行わないまま決定されたものであり、かつ、国民から批判の強い天下りについて、人事院から各大臣へ承認を移行する内容を含むなど、官僚によるお手盛りの改革案である。

このような公務員制度改革に対し、昨年11月、ILO理事会が採択した日本政府への勧告は極めて厳しいものであった。政府の改革案は「労働基本権を制約」したものであり、国際労働基準に反していることなどを国内外に明らかにするものであった。にもかかわらず、政府は「大綱」に基づく改正法案の閣議決定を強行する姿勢を見せている。このような政府の姿勢を、われわれは断じて許すものではない。

民主党・自由党・社会民主党の3党は、ILO勧告を無視し、民主的で透明な手続きを経ないまま、通常国会へ法案提出することに強く反対するものである。 政府は、ILO勧告を踏まえた上で、国民の声を広く聞きながら、抜本的かつ全面的に、公務員制度改革大綱の見直しを行うべきである。

すでに民主・自由・社会民主党は、3党共同で天下りの規制強化や報酬の制限を目的とした「天下り禁止関連4法案」を国会に提出しているところである。さらに委員会等の国会審議においても、3党で連携しながら政府を追及し、あるべき公務員制度のあり方について対案提出をも視野に入れつつ、民主的で透明な公務員制度改革の実現に向けて全力で取り組んでいくことをここに宣言する。

2003年2月25日 民主的で透明な公務員制度改革を求める3野党決起集会